三　［略］

［２・３　略］

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（届出事項）

第三十五条　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

八　銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十二号において同じ。）とした場合（法第五十三条第一項第二号の規定又は第十号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

九　法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業銀行業高度化等会社又は同項の認可を受けて銀行が子会社としている外国の銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十五号に該当する場合を除く。）

十　子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次号及び第十九号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十一　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第五十三条第一項第三号又は第五号に該当する場合及び第八号に該当する場合を除く。）

［号を削る。］

十二　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行つた場合（法第五十三条第一項第三号又は次号に該当する場合を除く。）

十三　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

［号を削る。］

十四　法第十六条の二第十四項の承認を受けた事項を実行した場合（法第五十三条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十五　第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（銀行の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の二第四項の認可を受けて銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社である場合を除く。）

三　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

（届出事項）

第三十五条　［同上］

［一～七　同上］

八　銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（銀行業高度化等会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第五十三条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

［号を加える。］

八の二　法第十六条の二第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

［号を加える。］

九　その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十　その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第一項第三号の場合を除く。）

十の二　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十の三　銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［号を加える。］